

千葉市消費者教育推進計画(案)の概要

1 消費者をめぐる状況

高度情報化・高齢化による消費者被害の多様化・複雑化や、大量生産・大量消費・大量廃棄による環境破壊問題や開発途上国における児童労働や低賃金等の問題の発生など、**くらしのすぐそばに、詐欺や悪質商法等の危険性が多数潜んでいるほか、グローバルな視点で消費を考えるべき事象が多数発生**

→消費者教育を総合的、一体的に推進することを目的として、

消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)が成立

→市町村は、**市町村消費者教育推進計画策定の努力義務を負う(消費者教育の推進に関する法律第10条第2項)。**

2 千葉市の消費者施策の推進の状況

第2次千葉市消費生活基本計画(平成24年度～平成28年度)に基づき、消費者教育に関する施策を推進中

3 消費生活の現状と課題

(1)消費者アンケート(平成25年度に2,385人から回答)の結果

- ・千葉市消費生活センターの認知は46.4%であり、特に若い世代の認知が低い。
- ・消費生活センターが、相談機関であるという認知は5割弱であったが、消費者教育に関する業務の認知は低く、**消費者教育の拠点施設としての役割を担えていない。**
- ・消費生活について、**関心のあるテーマは多様**である。
- ・消費生活に関する情報の入手先は、年代によって異なり、若い世代に向けた情報発信は「インターネット」、高齢の世代に向けては「市政だより」など、**対象に合った媒体を選択し、情報提供を行う必要がある。**
- ・消費生活を豊かにするために市に期待する役割は、「消費生活全般に関する情報の提供」が56.0%であり、**消費者が市に対して、情報提供の充実を求めている。**

(2)事業者アンケート(平成25年度に58社から回答)

- ・事業者による消費者教育を進めるためには、消費者教育について、**経営者等の理解や意識を高める必要がある。**
- ・**職域での消費者教育は進んでいない。**

(3)消費者教育を推進していく上での課題

- ① 学校での消費者教育(子どもに関する消費者教育)の推進
 - ・**教科横断的な指導計画(案)の作成**
 - ・事業者等の消費者教育情報の一元化、学校への情報提供の仕組みづくり
 - ・学校やPTA等と連携した保護者への情報提供の仕組みの検討
- ② 事業者が実施する消費者教育の推進
 - ・事業者が携わるイベント等における消費生活センターの啓発の実施
 - ・**事業者との連携による職場体験、工場見学等消費者教育の実施**
- ③ 地域社会での消費者教育の推進
 - ・**くらしの巡回講座や啓発資料の充実**
 - ・**消費者被害防止に関する活動を行うボランティアの育成**
 - ・地域団体等と連携した消費者被害防止に関する情報ネットワークの構築
- ④ 消費生活センターの機能強化
 - ・**多様な媒体を利用した消費者教育に関する情報発信**
 - ・多様な消費者教育のメニューの情報発信地、消費者教育の拠点としての機能強化

4 千葉市消費者教育推進計画の概要

(1)計画策定の目的

千葉市に関わる全ての消費者が「**自ら考え行動する自立した消費者**」に成長すること。

(2)「自ら考え行動する自立した消費者」とは

消費生活で合理的な意思決定ができ、消費者被害に遭わない知識を保有することにとどまらず、**社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のための積極的に関与する消費者**

(3)計画における消費者教育の対象と担い手

本市に在住・在勤・在学している幼児から高齢者に至る全ての消費者、事業者及び団体(町内自治会、ちばし消費者応援団、事業者団体等)など。

(4)計画の位置付け

第2次千葉市消費生活基本計画の下位計画

※本計画は、市町村消費者教育推進計画であるため、第2次千葉市消費生活基本計画に位置づけのない施策についても、位置づけのある施策同様に推進

(5)計画の期間

2年間(平成27年度～平成28年度)

※消費生活基本計画と消費者教育推進計画を次期消費生活基本計画で一本化するため、第2次千葉市消費生活基本計画と終期を合わせる。

(6)計画の体系

大分類の元に小分類を設け、**30課の消費者教育担当課**が実施する**110の個別施策**(再掲は除く)を位置付け、消費者教育を総合的かつ一体的に推進する。

(7)計画における重点課題

消費者被害防止のための教育・・・高齢者を中心とした消費者の財産被害が増加する現代社会で市が取り組むべき喫緊の課題であるため
担い手の育成・支援・・・消費者教育には、多様な教育分野があり、多くの担い手がいるため、その育成と担い手間の連携が重要であるため

大分類	小分類	主な施策	【】のマークの施策は、計画期間内に消費生活センターが実施する新規施策
1 消費者被害防止のための教育(詐欺や悪質商法の消費者トラブルを回避する能力や、被害に遭った場合に適切に対処する能力を身に着けるための教育)・・・30施策 重点課題	①消費者被害防止に係る教育の促進・・・14施策	・警察や区役所と連携し、各区で行う消費者被害防止講演会の実施 ・消費生活センターでの職場体験学習の受入れ ・学校での消費者被害防止講座の実施	
	②消費者被害防止に係る啓発活動の推進・・・16施策	・ちばし安全・安心メールやホームページを活用した情報提供 新 民生委員等と連携した高齢者全世帯へのセンターの機能周知 新 ちばし消費者応援団と連携した啓発の実施	
2 自立した消費者になるための教育(消費生活を営む(商品の購入や役務の提供を受ける)上で、合理的な意思決定ができると共に、よりよい市場とよりよい社会の発展のため、社会の一員として、積極的に関与できる消費者への成長に貢献する、消費生活に関連する様々な分野の教育(食育、環境教育、国際理解教育等。消費者教育の内、大分類1に含まれない教育)・・・73施策	①食に関する教育の促進・・・21施策	・乳幼児保護者に対するホームページでの食育情報の提供 ・市民農園等での農産物栽培等の体験活動の場の提供 ・学校給食での会食形態を工夫した給食の実施	
	②情報とメディアに関する教育の促進・・・6施策	・シルバー人材センターでのパソコン活用に関する講座の実施 ・小中学校の関係教員へのインターネットに関連する研修の実施 ・公民館等によるパソコン・インターネットに関連する講座の実施	
	③持続可能な開発のための教育(環境教育)の促進・・・20施策	・大学生ボランティアグループと連携した焼却ごみ削減の啓発 ・緑のカーテン設置に関する啓発 ・動物公園における持続可能な開発のための取組みの情報発信	
	④持続可能な開発のための教育(国際理解教育)の促進・・・9施策	・国際交流・国際協力活動等を行う団体の支援 ・国際交流ボランティアの育成 ・小中学校での海外の姉妹校・交流校等との継続的な国際交流活動	
	⑤消費生活の様々な分野における教育の促進・・・17施策	・消費生活センター情報プラザ・資料情報コーナーの充実 ・大学や事業者等と連携したキッズ・アントレプレナーシップ教育の実施 ・教員への各教科領域における消費者教育との関連についての情報提供	
3 事業者及び事業所への教育(事業者が消費者の消費生活に密接に関係している点を踏まえ、消費者目線で事業活動を行う事業者の育成を図る教育のほか、職域での消費者教育を推進するという観点から、事業所の従業員に対する消費生活に関する知識及び理解を深めるための教育)・・・19施策	①事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進・・・14施策	新 事業者に対する消費者志向的な経営に関する研修の実施 ・消費者教育を行う事業者等をちばし消費者応援団に登録し、活動を支援 ・ちばしルール協定店の取り組みの周知	
	②職域における消費者教育の促進・・・5施策	新 千葉市新規採用職員に対する消費者被害防止のための啓発 ・事業者等と連携した職域での消費者トラブル防止のための講座実施 ・職域等における認知症サポーター養成講座の実施	
4 担い手の育成・支援(消費者教育に関連する庁内・庁外の様々な団体が連携して実施する施策や消費者教育に携わる各種団体に対する人的・物的・資金的な支援及びその他育成に関する施策)・・・53施策 重点課題	①関係機関との連携・・・38施策	・大学と連携した大学生の消費者被害防止に向けた取組みの実施 新 町内自治会と連携したくらしの情報いずみの配布場所の見直し・特集号発行 新 市が主催又は後援等を行う消費者教育に関する情報の一元化・情報提供実施	
	②地域団体や事業者等の消費教育活動支援・・・15施策	・千葉市民活動支援センターによるボランティア活動やNPO活動に関する支援 ・ちばし消費者応援団登録団体・登録事業者の消費者教育活動支援 ・高齢者の見守り活動支援	